

令和2年5月29日
一部修正 令和2年6月19日
(参考箇所リンク先の修正)
長崎市文化振興課

長崎市遠藤周作文学館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえて発行された次のガイドラインに鑑み、長崎市の方針等に基づいて、長崎市遠藤周作文学館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものである。なお、本ガイドラインは、感染拡大の動向や対処方針の改訂等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

【参考ホームページ】

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

〈博物館〉

「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

（公益財団法人日本博物館協会）

1 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、来館者や施設職員への感染拡大を防止するため、①密閉空間（換気が悪い密閉された空間）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件、いわゆる「三つの密」のある場では感染拡大のリスクが高いと考えられ、これを避けることなどを徹底する。

2 施設内のリスク対策

（1）接触感染の防止

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と接触頻度を減少させる。

例 テーブル、椅子の背もたれ、車いす等の貸出機材、ドアノブ、コピー機、電話、キーボード、レジ等

（2）飛沫感染の防止

施設における換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声での対話などが頻発する場所の状況を把握し、対策を講じる。

（3）集客施設としての対策

開館にあたって大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれ

るか、施設内での来館者が長時間滞留せず、人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来館実績等に鑑み、対策を講じる。

(4) 地域における感染状況の把握

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響を把握し、対策を講じる。

3 来館者の安全確保のための具体的対策

(1) 次に該当する者の来館自粛を求める。

ア 37.5℃以上の発熱がある場合

イ 息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

エ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 来館者の氏名及び緊急連絡先を把握するため、名簿を作成する。

なお、名簿情報については、必要に応じて保健所などの公的機関へ提供され得ることを事前に周知し、個人情報を適切に取り扱う。

(様式例)

新型コロナウイルス感染症対策として来館者名簿を長崎市遠藤周作文学館で一定期間保管し、必要に応じて保健所などの公的機関へ提供される場合があります。ご協力ください。					
来館日時	月	日	時	分から	時 分まで
お名前	長崎 太郎		緊急連絡先	090-1111-〇〇〇〇	

(3) 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を要請する。

(4) 車イス等の貸出しについて十分な消毒を行い、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。

(5) パンフレットなどの配布物は手渡して配布しない。

(6) 感染が疑われる者が発生した場合、次の対応を行う。

ア 他の来館者や職員と接触しない場所への隔離

イ 対応する職員の安全確保（マスクや手袋の着用など）

ウ 保健所への連絡

4 施設職員の安全確保のための具体的対策

(1) 施設管理者は、職員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

(2) 出勤前に自宅等で検温を実施し、発熱がある場合は自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱のほか、次の症状に該当する場合も自宅待機とする。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(3) 職員はマスクを着用し、こまめな手洗いや手指の消毒を徹底して行う。

(4) 職員に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

5 施設管理

(1) 館内

- ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- イ 他者と共有する物品やドアノブ等手が触れる場所を極力少なくする工夫を行う。
- ウ 受付、ショップ等においては、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- エ 館内では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けるなど、人が密集しないよう工夫する。
- オ 鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し廃棄する。
- カ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- キ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行う。

(2) 展示室

- ア 来館者同士の距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けるなど、人が密集しないよう工夫する。
- イ 対面での会話を回避する。
- ウ 展示ケース等に来館者が直接手を触れないよう注意喚起を行う。
- エ 展示ケース等の消毒を定期的に行う。

(3) 開架閲覧室、思索空間アンシャンテ

- ア 対面での会話を回避する。
- イ 間隔を置いたスペースつくり等の工夫を行う。
- ウ 常時換気を行う。
- エ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- オ 閲覧した書籍等は直接書架に戻さず、返却台へ置くよう注意喚起を行う。

(4) エントランス、休憩スペース

- ア 対面での会話を回避する。
- イ 間隔を置いたスペースつくり等の工夫を行う。
- ウ 人ととの距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保する。
- エ 常時換気を行う。
- オ 椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

(5) トイレ

- ア 不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ウ トイレの混雑時は、できるだけ2mを目安に間隔を空けて整列する。
- エ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

6 広報・周知

来館者・職員等に対して次の点について周知する。

- ア 社会的距離の確保の徹底
- イ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ウ 健康管理の徹底
- エ 差別防止の徹底